
第3回 奈良県景観審議会 開催議事録

■日時：平成22年11月29日（月） 午後2時00分～午後3時40分

■場所：奈良商工会議所 中ホール

■出席者：

【委員】岩井委員、上田委員、烏頭尾委員、江川委員、長坂委員、
鳴海委員（会長）、宮前委員、井岡委員、内野委員、湊上委員

【事務局】宮谷景観・環境局長、杉之原景観・環境局次長

（幹事）資源調整課長（代理出席 西岡主幹）、自然環境課長（代理出席 山崎課長補佐）、
地域デザイン推進課長（代理出席 市川課長補佐）、細川建築課長、清水風致景観課長
（地域デザイン推進課）高安主任調整員、甲賀主査、中村主事
（風致景観課）藤野課長補佐、三原係長、堀口主査、辰己主査、西川主任主事

■議事：

- [議題] 1 奈良県景観計画と景観条例の運用について
2 その他の景観施策について

■公開・非公開の別： 公開（傍聴者1人）（報道関係）

■議事概要：

- [議題] 1 奈良県景観計画と景観条例の運用について
(1) 届出制度
(2) 公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行
(3) 景観住民協定認定制度

(1) 景観法に基づく届出の状況について件数、届出行為ごとの事例などの報告を行い、意見等は次のとおり。

- ・（自販機）独自のガイドラインを設けている景観行政団体と自販機業界のガイドラインとの整合性について調査が必要。また、近接に電柱がある場合などはグレー系の方が適当な場合もあり、一律に規制・指導するのではなく工夫されたい。
- ・（携帯基地局）樹木が背景のとき茶色は適当であるが、塗装処理によりつやが出て背景に浮いてしまうこともある。一律の指導は難しいと思われるが、以前、総務省が発行した景観に合う電波塔の報告書なども参考に指導方法を検討されたい。
- ・（景観形成基準）悪いものを罰するだけでなく良いものを顕彰するのも必要。
伝統的な意匠・形態であれば一定の水準になってしまっており、奈良という土地柄を考えればそれで良いのかもしれないが、新しいものを計画するときは、誰が、何を、どうすればいいのかわからない状態。指導する側も景観形成基準に適合させるだけの説明では景観は良くならず、協議を重ねて相手に納得してもらうような専門職員の配置等の体制づくりも必要。

(2) 公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行について報告を行い、意見等は次のとおり。

- ・ 景観検討シートの配慮すべき事項、区分が細かい。各項目が平均点を取るように入力され、視点が平準化する不安がある。メリハリを持たせ、重要なポイントが埋もれないようにしてほしい。
- ・ 最初に景観資源を地図に落とし整理することが重要。
- ・ 景観は育つものだから、ものが出来た時点は完成ではなく、5年後、10年後に完成していくものである。(事後の評価が必要。)
- ・ 検討フロー図の構造物意匠審査会は指導助言を行うところか。蓄積するデータは活用すべき(図に左向きの矢印が必要)。

(3) 景観条例に定める景観住民協定認定制度について制度の概要および認定地区等の状況について報告を行った。

[議題] 2 その他の景観施策について

- (1) 主要交差点周辺における屋外広告物規制の強化
- (2) 市町村の景観行政団体への移行状況
- (3) その他(景観セミナーの開催結果について)

※ 奈良県景観計画に定める「広域幹線沿道区域」の交差点周辺における屋外広告物規制の強化、県内市町村の景観行政団体への移行状況、および「美し近畿景観セミナーin奈良」の開催結果について報告を行い、意見等は次のとおり。

- ・ 多様な主体の参加や連携をより一層促進するべき。

以 上

■議事録： 以下のとおり

議 事 録

事務局（司会）： 開会

公開開催の事前案内（略）

宮谷景観・環境局長挨拶（略）

今回選任委員の紹介・挨拶（略）

幹事についての報告（略）

資料確認（略）

（鳴海会長）：

議事録署名委員の指名（略）

（今回の署名委員は会長および烏頭尾委員）

それでは、本日の議題である1・奈良県景観計画と景観条例の運用について、（1）届出制度について事務局から説明をお願いします。

（事務局）（風致景観課（辰己））：資料1「届出制度」について、説明いたします。

奈良県景観計画に係る景観法届出状況について説明いたします。

年度別の届出件数としまして、昨年の11月1日の施行より1年間で144件の届出がありました。なお、景観法に基づく勧告や変更命令はありませんでした。

次に、行為種類別の届出件数については、工作物の建設に係る届出が半数以上を占めています。次いで建築物の建築等が多い状況で、その他の開発行為などについては1割程度となっています。なお、半数以上を占める工作物については、携帯電話基地局がほとんどとなっています。

次に、建築物用途別の届出件数を示しておりますが、全て大規模建築物に係る届出であり、その用途は商工業用施設やマンションが半数以上を占めている状態です。

次に、月別の届出件数ですが、月により変動がありますが、平均すると1ヶ月で約12件の届出がある状況です。

次に、市町村別の届出件数ですが、市町村によりばらつきがありますが、傾向として、大和

平野の市街地部分では建築物に係る届出が多く、宇陀や吉野の山間部地域では携帯電話基地局の工作物が大部分を占めている状況です。

次に、重点区域の届出件数ですが、重点区域の沿道では既に一定の土地利用が行われている事から、新たな届出は少なく、全体の1割程度です。

建築物・工作物の行為別届出件数ですが、新築、増改築、外観の変更と行為別に示していますが、外観の変更については、マンションや店舗の外壁の塗り替えが大部分を占めている状況です。

次に、無届け行為への対応についてですが、

（1）関係各課との連携については、新たな土地利用に関する相談があった場合は、関係法令の担当課と連携して協議・調整を行うなど、情報の共有化を図り、無届けがないよう調整を行っております。（2）新築・増改築に対する対応については、建築確認や開発許可を所管する建築課や各土木事務所から得た情報に基づき、未届け分について届出を促しているところです。（3）塗り替え行為に対する対応について、塗り替え行為などは確認申請などの法定手続きが不要なことから無届けで着工されることも見受けられるので県では「奈良県景観・環境保全センター」の監視員が監視活動を行っています。原則週3回、重点区域を中心に巡回監視しています。

センターからの報告はこの1年間で31件あり、1ヶ月に2・3件程度の報告があり、報告案件については、風致景観課から工事関係者等に連絡し、行為内容の詳細と景観形成基準への適合性を調査するとともに、景観法に定める手続きを行うよう指導しています。（4）制度の周知については、関係団体の媒体による広報の他、建築士会などの関係団体にも周知協力頂いています。

次に、5・6ページは風致景観課や各土木事務所などの窓口で配布しています景観法届出の

案内チラシを参考に添付しています。

次に、建築物の届出に係る行為の事例として、この1年間に届出がありました行為の代表事例の写真を示しています。店舗の新築事例1は、上の図が立面図、中央の写真が完成写真、下の写真が他店舗の写真です。上下の写真を見比べればわかりますように、コーポレートカラーのうち、彩度の高い赤色はその使用を極力抑え、青色についても通常より低彩度のものを採用しています。店舗の新築事例2では、同じく完成写真と他店舗の写真では、屋外広告物をコーポレートカラーの切り文字とすることで外壁の強調色使用割合を抑えて落ち着いた外観としています。店舗の新築事例3については、壁面広告の配置位置の工夫と集約化により、外壁の強調色である緑色部分を抑えています。店舗の外壁塗り替え事例4については、塗り替え前は真っ赤な外壁で、高彩度のコーポレートカラーを外壁全面に使用していたものを、強調色として一部のみを使用して目立たない外観としています。事務所ビルの外壁の塗り替え5については、既存色より明度・彩度を抑えた外壁色に変更しています。変更前は色彩基準から外れていましたが、塗り替え後は色彩基準に適合しています。

次に、自動販売機の届出に係る行為の事例では、上の写真の自動販売機を下の写真の自動販売機に取り替えています。色彩は自動販売機自主景観ガイドラインに適合する機種に取り替えています。

次に、携帯電話基地局の設置に係る届出については、現状としては、各種届出のうち、携帯電話基地局に係るものが最も多く73件となっており、市街地では既に設置済みであることから新たな建設は少なく、山間部では未整備場所が多いため新たな建設が増えています。形状は独立柱のものが68件と大部分を占め、建物の上に設置するのは5件と少ない状況です。色彩は全て色彩基準に適合する範囲でグレー系かこげ茶色のどちらかが使用されています。

届出に際しては主に次の事項を指導しています。まず設置にあたっては、良好な周辺景観の

調和に配慮して計画し、できるだけ既存建物の上に設置することや共同化に努めるよう指導しています。また、道路などの公共の場所に面する部分には、遮へい効果のある生け垣などで緑化するよう指導しています。色彩はグレー系と茶系のいずれの色を採用するかについて、一律的な指導は難しいですが、次の観点を参考に、計画地周辺の状況を踏まえて計画するよう指導しています。

まず、平地などでは、柱をグレー系で中明度のものにすれば、背景の空に溶け込むと考えています。次に樹林地に隣接する場合や山間部などでは、柱や機器類を茶系で低明度のものにすれば、背景の樹木に溶け込むものと考えています。

なお、立地条件は様々で、どのような場所にどのような色がふさわしいか迷うところですが、アドバイス等頂ければと存じます。最後のページでは茶系の柱とグレー系の柱の写真を参考に付けております。説明は以上です。

(鳴海会長)：事務局から説明がありました「届出制度」について何かご質問やご意見はないでしょうか。

(鳴海会長)：自動販売機のガイドラインはどういう業界が定めているのでしょうか。

(事務局)：このガイドラインは、全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売協会が定めているもので、奈良県のみならず、全国の自治体や地域の要請に沿って適切な景観をの調和を図ることを目的とするものです。色彩としては5Y7.5/1.5のベージュ色を基本として、飲料メーカーなどに推奨しています。

(長坂委員)：感想を述べさせていただきます。写真を出して頂いた届出事例について、7ページの事例1についてはおおむね良好な感じですが、景観の規制が効いているのではないかと感じますが、その他は、どうかと思います。例えば10ページの事例4については、全体の赤い面積

では避けられましたけど、屋根を支える方づえの赤の強い造形については、背景の壁が白くなった事で余計赤の強さが目立つようになっており、手法としては難しいかなと感じます。

自動販売機については2台そろって同じ色にそろえた事については配慮されたと思いますが、隣の電柱や背景と比べて合っているかといえ、そうでないように思います。隣の柱のグレーと比べてみると、グレー系の方がいいのかも知れませんが。難しいところです。

14ページの携帯電話の柱の例ですが、少なくともこの写真で見る色が実際の色だとすると、茶色の赤みが強いのではないかと感じます。景色の中で背景が樹木の陰になっていますが、以前申し上げたことですが、樹木の幹が茶色だというのは子供の頃のステレオタイプですり込まれたもので、実際には茶色ではなくほとんどグレーです。この写真ぐらい赤く見える柱を建てるのでは目立つので、もう少し彩度を抑えないと景観的にはふさわしくないと感じます。

(岩井委員)：12ページの自販機ですが、ベージュ色が業界のご推奨のようですが、設置する地域の問題で、この色が収まるのは市街地の同じ色の外壁の前に設置するような場合であって、写真の場所は後ろが田になっており、かえって浮いてしまっているのではないかと思います。ここではむしろ設置前の青い自販機の方が背景の色には合っているのかも知れませんが。景観というのはご当地もので、2台の色が統一されたことは良かったとは思いますが、全国一律の内容で規制するものではないと思います。

13ページについて携帯電話の(2)の③について、一律的な指導は難しく今はこう指導しているということですが、そのうちに、「一律にこうするんだ」ということにならないかを心配します。事例の写真がいいとは思いますが、景観はご当地もので一律ではなく、樹林地だから茶色がいいとは限らない。このように文書化すると、それが定説になってしまうのではないかと心配します。現地に行って実際の色などを見ないとわかりませんが、この写真では赤く見

えるので、この場所ではN6程度の黒っぽいグレーの方が合っているように感じます。またテクスチャー(表面の質感)ですが、柱に塗装すると、つやが出て背景から浮いてしまうので、この文章だけで一律に指導するのは、まずいのではないかと感じます。

(鳴海会長)：京都市では業界に要望して京都市の景観に合う自販機を作っていたと思います。街中ではこの色が合いますが、お寺の周りや緑の多いところではこの色は合わないで、業界のガイドラインについてももう少し調べてみてはどうですか。全国一律この色に限定するのはおかしいと感じます。地域による工夫や、どういう場所に建つかで使い分けた方が良く、一律的な推奨色を作るのは疑問です。

携帯電話につきましては、総務省の依頼で以前に作成した景観に合う電波塔の報告書が出ているので、参考にしてください。

(鳴海会長)：次に資料2「公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 地域デザイン推進課(市川課長補佐)：

資料2「公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行」について、説明させていただきます。

公共事業につきましては良好な景観形成の先導的な役割を果たすため、前回の景観審議会でご審議頂きましたが、「奈良県公共事業景観形成指針」として作成したものを用意しましたが、このうち第6章の「景観形成の推進方策」を受け、別紙シートにより来年度からの本格施行に向けて景観検討の試行を実施しているところで

す。本日お配りしてあります「奈良県公共事業景観形成指針」の22ページをご覧ください。第6章の「景観形成の推進方策」として記載しています。1. 景観検討の実施で「重点検討事業」と「一般検討事業」に区分し、メリハリのある景観検討を実施します。重点検討事業では検討シートをもとに関係者の共通認識を図りつつ考え

を整理していくものとし、また、シートを作成することにより維持管理に関する方針を記録し次段階へ継承します。

重点検討事業は、4つ決めていまして、①法令等により良好な景観形成を推進する必要がある地域で行う事業、②橋りょうなど地域の重要な景観要素となる事業、③土地の形質の変更が大きく、地域の景観に大きな影響を与える事業、④それ以外で重点的に検討することが適当である事業を重点検討事業として進めていきます。

2. 推進体制の整備として、持続的な実効性の確保を図るため、今回も行いました景観審議会への定期的な報告や、庁内で実施しておりますワーキングや先進事例の収集、また、担当者へのアドバイス、フォローアップを行いながら研修を行い、来年度の本格試行に向けて今年度の取組を進めてまいります。

資料2 現在のスケジュールですが、7月に公共事業の景観形成に関する職員向け説明会を開催する予定です。検討シートの書き方や試行内容について説明を行い、8月から景観検討チェックシートの作成を行い、来年2月・3月に試行結果を取りまとめ、シートの見直しを行い、4月以降に景観検討の本格施行を行う予定です。

景観検討の流れとしては、景観区分チェックシートの作成を行い、一般検討事業と重点検討事業に分けて、その中で重点検討事業については、景観検討シートの作成をし、審議会など必要な協議を得ながら順次シートを更新して取り組みます。工事着手や完了したものについては、シートを更新して維持管理し、それらを随時、地域デザイン推進課に報告して頂き、アドバイス・データの蓄積・フォローアップし、調整しながら進めたいと考えています。

2 ページ以降の「景観検討シート」について説明いたします。まず、更新履歴として継続的な取組の中で、どのように更新したかそれぞれの年月を記入します。1. 事業の概要として事業名や重点検討事業の項目を記載します。

2. 景観検討の体制・経緯について記載します。例えば、審査会などの学識経験者の意見を

聴いた場合や住民の連携を図りどのように進めていくか記入します。2-2 景観法の通知として、景観行政団体への通知した事項を記入します。2-3 その他、景観検討の経緯として、奈良県構造物意匠審査会などの意見を聴いた場合はその内容を記載するようにしています。

3. 景観形成にあたり配慮すべき事項として、事業周辺の景観や土地利用状況を記載します。例えば商業施設が近接している場合や遊歩道や市民のウォーキングの場に利用されているとか、田園地帯が広がる場所であるとか、景観として配慮すべき事項を記載します。3-2 地域景観の目標像、関連する計画等として、市の景観形成計画にどのように位置づけられているか、あるいは景観計画のまちづくりゾーンに組み込まれているとか、あるいは風致地区に指定されているとか、そういったことを書くようにしています。

4. 景観計画の目標像として、景観形成にあたってその場所でどのようなことを考えていくか、例えば田園風景や町並みと河川空間が一体となって良好な景観を形成する場所や、地域の中で自分たちの目標とするところを書くようにしています。

5. 景観形成に関する基本的な考え方として、それに基づく考え方として、5-1 当該施設や空間自体の景観配慮の考え方として、例えばその地域のまちづくりを踏まえて考える、その地域の特徴となる遺跡などを保存することなどを書くようにしています。5-2 自然環境との調和の考え方として生態系に配慮した河川空間を形成するよう景観に配慮したことを書くようにしています。5-3 住民等の利用を考慮した整備の考え方については、地域の住民の方にも利用して頂く考え方をそこに整理しています。例えば親水性の高い水辺空間を整備することや階段護岸へのアクセスが容易になるよう留意して進める事を書くようにしています。5-4 その他としまして新設や維持管理、補修等の際に、一体的な景観形成が成されるように協議する事項を書くようにしています。

6. 景観整備の具体的な考え方と内容とし

して、設計段階で施設の配置・規模・形状等の設定し、例えば護岸等の施設は圧迫感を与えないような形状、色彩として、石積みなどを採用することや、遊歩道を設置して2カ所に階段護岸を設置するなど、設計にあたっての内容を書くようにしています。6-2細部設計、材料の設定については、コンクリート壁による圧迫感を軽減するよう配慮し、例えばパラペットの表面をはつるとか、苔等の生育を促進させるとか、周囲の市街地との連続性を持たせた土舗装とするとか、自然に近い状態とするため、微妙な高低差を付けるとか、既存の樹木を保存するとか、そういった設計において配慮すべき事項を書くようにしています。

7. 施工段階の留意点としまして、7-1設計段階での申し送り事項として、例えばアースデザインに関しては、周辺の視点場や河川敷内の眺めに配慮して調整して対応するとか、材料の選定に当たっては、現場で確認を行うようにする事項を書くようにしています。7-2施工時の景観配慮の内容として、例えば舗装にはどのような材料を使用するのがよいか書くようにしています。

8. 維持管理の留意点として、例えば、遊歩道においては破損箇所や著しい汚れ、劣化などがないか点検を行う、あるいは、遊歩道の周辺においては、地域住民と連携して定期的に除草などの維持管理を行うなどの事項を書くようにしています。

9. 完了報告として、工事が完了した場合、9-1完成時の振り返りとして、例えば護岸は完成後コンクリートの明度が下がり周囲の町並みとなじむようになったとか、あるいは一部人工的な雰囲気が残るので経過観察を行うようにした方が良いのではないかとかを記載します。9-2で完成写真を付ける形にしたいと考えています。

10. 添付資料として、平面図、断面図、横断面図や協議に使用したパースなどを添付するよう考えています。こういった形で継続的で効果的に景観検討が出来るような仕組みで今現在試行しているところです。この内容で問題なけれ

ば、来年度以降に本格施行する予定です。以上で説明を終わります。

(鳴海会長)：今、説明がありました「公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行」について何かご質問はないでしょうか。

(長坂委員)：このシートに記入するのは、行政の職員が記入するのですか。

(事務局)：コンサルタントを交えて記入しますが、基本的には職員が記入します。

(長坂委員)：このようにきちっとやるのは、いいなと思いますが、私の感想としまして、3ページの3・5の景観形成にあたり配慮すべき事項、景観形成に関する基本的な考え方について、区分が少し細かいと思いながら見ておりました。チェックをするときは必ず項目を挙げないとチェックしにくいので、逆にこういう項目が必要かとも思いますが、新しく次に繋げて行こうとしたときに、項目がいくつか細分化されていると、必ずそれぞれの項目で高得点を取って、総合点を上げて高評価を得ようと思しますが、それは景観形成やデザインの考え方とは違って、ある計画ではこれを非常に重視して行って、ほかの事ではこれは全部やらないとメリハリを付けた方が良い景色になるもので、項目を細分化すると、それぞれについて高得点を取ろうとするのは不安です。

私個人が作るのであれば、5については全部1つの四角になっていて、書くことの内容についてはこういう事を書いて下さいと指定します。枠を4つ同じ大きさにしてしまわない方がいいです。同じようなことを3の配慮すべき事項についても感じました。

(岩井委員)：3番目の配慮すべき事項についての内容で、景観資源については、どこにどれだけ量がどう分布しているか、そういうものを示した方が良いのではないが、景観検討区域の景観資源について確認するという意味で書いて

はどうか、それがリストとして図面や地図に残したものが無く突然に配慮事項や目標とかを書いていくのはちょっと危険かなと感じます。というのも、デザインモチーフとして活用できますし、配置計画を避けるという意味で確認しておいた方が良いのではないかと。

もう一点は、4ページの維持管理か、5ページの完了報告についてどちらかになるが、完成したときが一番良くて、その後たまたまカビなどが生えて明度が低下してなじむようになったと書かれていますが、そうではなく、維持管理の中にマネージメント的な考え方を入れて、供用開始したときが完成でなく、景観は育てるもので、5年後か10年後を計画の中に入れておく必要がある。

10年後ぐらいには、これぐらい塗色した方が退色するのではないかと。植えた木はこれぐらい伸びるのではないかと含めて、10年ぐらい経過したときが完成ではないかと。

ですから「工事が終わりました。ここで完成です。」では、景観の考え方とは少し違うのではないかと私は考えます。

維持管理やマネージメントという概念が入った方が良いのではないかと考えます。

(鳴海会長)：事後の評価ということですね。そういう方が良いのではというお考えですね。

(宮前委員)：事後評価にも関係するのですが、景観検討の流れの中で「アドバイス・データの蓄積」欄への矢印が全部ここで終わってありますが、この蓄積されたデータをどこかに発信する先が必要であると考えますが、一番上の公共事業に矢印があって、より良い公共事業に役立つとか。

もう一つは、奈良県構造物意匠審査会がまだ仮称になっていますが、ここの位置づけがフローの中でよく分からなくて、景観シートを作成してこの審査会にかけて、その後景観検討シートの更新となっていますが、指導・助言を得る機関なのかよく分からないんですが、指導・助言を受けるとそれを受けて、さらにより良い検討をされて工事着手して、そのデータが元の新

しい公共指針の新しいデータとなるのか、循環するフローというのが必要になると考えますがいかがでしょうか。

(事務局)：「奈良県構造物意匠審査会」が県の部内にあり、どのように活用するかは課題ですが、この意匠審査会が大規模構造物の景観について、例えば橋りょうなどの色彩についてなどを検討しておりますが、委員ご指摘のとおりフィードバックできるように進めたいと考えます。

(鳴海会長)：次に、資料は3「景観住民協定認定制度」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 風致景観課(西川)：「景観住民協定認定制度」について説明いたします。

この制度は、奈良県景観条例に規定がありますが、住民の方が自ら地域についてルールを作ってこの協定が地域の良好な景観に資すると認められる場合は「景観住民協定」として認定し、その内容を公表していくものです。地域の良好な景観づくりは、住民が主体であること、住民自らが創り育てていく積極的なことが重要であるため、地域が主体となって、住民自らが地域の景観について考えてルールを作って頂き、そういった景観づくりの取組に光を当てて、自主的な景観活動を促進していくものです。

景観づくりのルールは、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定、また景観法に基づく景観協定などたくさん方法がありますが、景観住民協定はルールに基づく景観づくりの一つですが、ただ景観協定と違いますのは、法的な効果がない、いわゆる紳士協定で、住民が自ら取り組んでいる任意のルールに光を当てることによってさらなる景観まちづくりを推進したいと考えています。

資料3の2・3ページですが、この住民協定制度がどういった活用方法があるかを示しています。例えば良好な市街地の景観づくりを行いたい、あるいは自分たちが住んでいる緑豊かな住宅地を守っていききたい、新たに作りたい、あ

るいは商店街のシンボルロードの沿道を何とかしたい、あるいは門前町や歴史的な町並みを何とかしたいなど、自分たちが住んでいる地域の景観を良く見て頂いてルールを決めて頂いて町づくりに取り組んで頂きたいと考えます。

次に4ページですが、景観住民協定についての要件は4つあり、①協定の区域の規模が一定以上であること。②良好な景観の形成のために必要な事項が定められていること、③協定の有効期間が5年以上であること、④協定区域内の住民のおおむね3分の2以上の賛同があることを要件としています。

昨年度から市町村や自治会などに声を掛け、この認定制度をアピールしてきましたが、10月1日に初めて2件を認定しました。その2件は、生駒市の鹿ノ台自治連合会と香芝市の真美ヶ丘自治会になります。内容については、資料の5・6ページをご覧ください。生駒市鹿ノ台については、花づくりによる自分たちの景観づくりを行いたいということで定められた、「鹿ノ台花づくり住民協定」を認定しました。住民による花壇の整備・維持管理の花づくりに関するルールを決められています。香芝市真美ヶ丘は、大規模なニュータウンですが、低層の住宅を基本とする「環境整備基準」を定めています。この基準に従って地区内で新たに建物を建てる場合には、自治会にどのような建物を建てるのかについて計画書を出さなければならないこととなっており、その計画が環境整備基準に合っているかどうか審査するという取組を行っておられます。平成3年から22年までに583件の審査を自治会で行ってこられました。基準の内容は、例えば壁面の位置を道路境界や隣地境界から1m以上とすることや、建物の高さは10m以下とする、共同住宅の場合は2階建て以下にする、道路面は植栽を施すというようなものです。この基準に基づく指導をして、自分たちの景観づくりに取り組んでおられます。

このような取組に対して、県では必要な経費の一部を補助する制度を設けています。その内容は7・8ページに記載しております。

これは景観づくりが県民に広がって行くよう

に、自分達の地域で作ったルールが広がって行くことで景観づくりへの意識が高まるように助成しています。内容としては、協定推進事業と景観整備事業に対して補助しています。例えば景観のルールづくりに必要な費用、あるいはルールに基づいて事業を行う場合に助成します。この制度によって、今後住民の方が自ら取り組む景観づくりが進めばよいと考えています。

現在のところは認定は2件ですが、その他にも住民の方からこの制度を活用したいという話も出ていますので、県の方でも後押ししたいと考えています。

(鳴海会長)：他の自治体にもあることですが、11月ぐらいに補助金をもらっても、年度内に使ってしまわないといけないので、早く作業しないといけないといったことがあります。この点を留意してほしいと思います。補助金は年度が変わった時点で終わるのでしょうか。

(事務局)：今のところ認定は2件ですが、生駒市の鹿ノ台で花壇の整備で補助申請があがっています。それから、まだ未認定ですが町の中の看板の統一を図りたいと取り組んでいる地域もございます。

(長坂委員)：個別の事例の話ですが、花は植えれば良いというものではないので申し上げます。スイスの事例が有名ですが、窓際に赤い花を設けなさいというルールがあって、住民が守ってきましたが、ある一部の住民からやり過ぎて気持ちが悪いという意見が出て止めることになりました。

元々その集落の景観の中にそんなに窓際に花を飾ることはないのに多くの花を飾ったためにわざとらしい景色になってしまったというケースです。

同じように私自身感じることもあります。花壇があって花が良いと一方的に決めつけると植木鉢の色がめちゃくちゃになったりします。上の花はよいが、白いプラスチックのものや、見苦しいプランターや周囲のブロックに合ってな

いものがあります。花は良いのですが、善意の悪い結果は取り締まりにくいですし、前向きにやっている方には言い方に気をつけなければいけません、花を植えたり花壇を作るのは作れば良いというものではないということを申し上げておきたい。

(岩井委員)：お尋ねしますが、今認定している2つの団体は自治会なんですか。花づくりだけの自治会とは別の「花づくりクラブ」とかいうものはないのでしょうか。

自治会と花づくりとはイコールのようであって、少しニアリーで外れている部分が本来あった方が良くはないかと思います。自治会には加わりたくないが、花づくりには加わりたい人もいるでしょうし、自治会は強制的な部分がありますが、たまたまこの認定された2つが自治会だったのかも知れませんが、自治会活動が景観活動とイコールというのは気分的に抵抗がありますがいかがでしょうか。

(事務局)：委員からご指摘のあった件は、自治会という組織形態ありきというのではなく、たまたま自治会という組織だったというだけです。一定のまとまった土地があって、その中で志を同じにする一定の人数の集まりがあれば、それが、例え個人的なものであっても、かまいません。

鹿ノ台自治連合会の花づくりですが、これは自治連合会の中でも花壇の整備を熱心に行っている委員がおられまして、その方々は年度の関係なく、継続して花づくりに携わっているおられます。勿論、維持管理には人手がいるので、残りの人手の半分を自治連合会の会員の方々が順番制による交代で手伝っておられます。このため、活動の中心となっているのは熱心なボランティア委員の方々ですが、申請は自治会連合から出されています。

(岩井委員)：分かりました。

(鳴海会長)：自治会の環境部会のようなところ

で行っているわけで、それを含めて自治会と呼んでいるということですね。例えば北摂地域では自治会の環境部会が申請しており、そうすると自治会ではないように聞こえますが、実際は一緒ですね。

(岩井委員)：住民協定は自分が住んでいる地域にへばり付いているのもなんですか。例えば奈良へはいろんな地域から集まってくるが、みんな「登大路に花を植える会」のようなものが出来た場合はどうなるのでしょうか。

(鳴海会長)：それはそういうグループを作ればいいんじゃないですか。

(岩井委員)：それも住民協定になるんですか。

(事務局)：ルールがあることが基本となります。花づくりに関して地域の皆さんが積極的に関わっているという必要があります。

もう一つの真美ヶ丘の例は、規制の観点から、ここの地域ではこういうルールで土地利用を図ってほしいということですが、そこに住んでいる方々の合意の上でないと、自由に土地利用を図りたいというような外部からの声には対応できないというわけです。

花づくりに関しては、外部からこの地域が好きだということで、企業やボランティアで関わっている方が集まっても、その活動のベースとなるのはその地域の土地や施設なので、地域の方の合意形成も必要になります。

したがって、組織や活動の形態は様々ですので、外部の方を含めるということも勿論可能ではありますが、少なくとも、その地域の方々の合意形成があるということは要件とさせてもらっています。

(岩井委員)：その地域の方でない者ばかりが集まって、その地区を花咲かじいさんや花咲ばあさんばかりになっては困りますが。例えば奈良も観光県だから、そういうことがあり得るかと思っただけです。

建物の場合は、地域に付いているというのわかりますが、緑化とかはグループとしての参加もあるのかと思います。地域にへばり付いているだけの制度である場合は困るところが出て来るのではないかと聞いていたのですが。

(鳴海会長)：地域に根ざして誰かが発案しないといけないわけですね。サポーターがたくさんいても地域としては必要無いといわれれば、できないわけですね。

(鳴海会長)：次に、その他の景観施策について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)風致景観課(三原係長)：資料は4から6を説明します。

資料4ですが、屋外広告物規制の関係で景観計画と連動した規制の強化ということで報告します。チラシですが、広域幹線の交差点周辺地域を屋外広告物の禁止地域に指定しました。交差点という場所柄、ドライバーなどの視点が多く集まるので、広告を出される側からすると、この場所に競って掲出しようと広告物が集中する傾向があります。特に景観計画の重点景観形成区域は裏面の地図に載せていますが、景観計画区域の中でも、特に、良好な景観形成のために建物や開発行為などコントロールするため届出規模を一定引き下げるなど、きめ細かい規制をしています。

ところが屋外広告物は、景観法そのものではなく、奈良県屋外広告物条例において規制することとなります。同条例では、知事が良好な景観形成のために必要と認める場所を禁止地域に指定することが出来ます。このため、広域幹線沿道区域の交差点周辺30mを禁止地域に指定しました。

当然一律に禁止ということではなく、交差点ですので、方向案内機能を有する看板は必要となることから、従前から禁止の適用除外になっている道標については、主要交差点となるのでドライバーの目線で見るということで掲出可能な大きさについて緩和措置を設けています。実

質的には、商業広告を目的とした野立て看板等が今後禁止になるということです。

もう一点、議論になりますのは、既にある看板はどうなるかということです。これは法律に基づいて処理することになりますが、既存で許可を受け立っている看板について、即時撤去は出来ませんので、一定の経過措置期間を設けています。許可の期間に合わせて3年間という措置をしています。10月1日からは、新規物件は禁止となり設置は出来ませんが、現在、立っているものは、平成25年の9月末を期限に撤去いただくということになります。

チラシの裏ですが、交差点の数と看板数を表に示しています。広域幹線沿道区域は15路線ありますが、現地調査の結果、147カ所の交差点があります。その中で8月末時点で227の看板を確認しました。詳細まで書いていませんが、147の交差点全てに看板があるわけではなく、約半分の交差点には看板がない状況です。信号機を有する広域幹線沿道区域内の交差点周辺を指定していますので、今現在看板か無い交差点であっても、指定された場所に新たな看板は設置できません。

続いて資料5ですが、市町村の景観行政団体への移行状況として報告します。

この中の円グラフで景観行政団体となる意向があり、具体の予定なしの市町村ですが、3市町村で、枠の中に「大和郡山市」と「天理市」ともう一つ「香芝市」が抜けていますので、申し訳ありませんが、書き足しをお願いします。

これについては、国交省が景観法の活用意向調査として毎年調査を行っているもので、7月1日現在のデータとなっています。

後は、参考として既に景観行政団体になっている奈良市、橿原市、明日香村を含め、景観行政団体への移行状況を記載しています。奈良市、橿原市、明日香村は、県が景観計画を策定するときに既に景観行政団体であったり、なる予定であったので、景観計画区域から除いています。生駒市、斑鳩町については先日、景観行政団体の同意をしまして、来年1月より景観団体になる予定ですが、現在運用しています奈良県景観

計画そのものを、1月から生駒市と斑鳩町が運用し、届出の事務処理をすることになります。独自の景観計画を運用するまでの間は、県の景観計画を当該市町が運用することになります。このため、本日いただいた審査に関する意見なども踏まえて、業務にバラツキが出ないように、情報交換を行ってまいります。

資料6については説明者交代します。

風致景観課(堀口)：資料6について報告します。

基礎的自治体である市町村の景観法を活用した取り組みの促進、また地域の住民が自主的に景観づくりに取り組むことを促進するの目的に11月16日に「美し近畿景観セミナーin奈良」として開催しました。

内容は2部構成で、1部では鳴海会長に基調講演をして頂きました。2部は実際に地域で取り組んでいる事例を住民の方などから発表していただきました。

基調講演では鳴海会長より多くの事例や写真によりお話を頂きました。また、2部の事例発表は、県とNPOとの協働事業、住宅地の景観づくり、歴史的な町並みを活かした景観づくり、自然環境の保全などバリエーションの違う事例を発表頂き、参加者からアンケートをお願いしたところ好評でした。

その中には景観づくりにどう参加すればいいかわからない方が、このセミナーに参加して第一歩をどう踏み出せばよいかわかったというコメントも頂いています。

資料の後半にはアンケートの結果の一部を載せていますが、アンケートがまとまりましたら、ホームページなどで紹介したいと思います。

(鳴海会長)：ただ今、事務局から説明がありました「その他の景観施策」について何かご質問はないでしょうか。

(鳥頭尾委員)：美しい景観づくりは、なかなか難しいものです。

どの府県も景観は大事と考えていると思いますが、奈良県の場合は特殊な県でもありますので、このように景観づくりの資料を出して頂く

のはよいことと思います。資料を見せて頂き、気づいたことを一点お話しします。

これとは別に古都風致審議会がありまして、それに関わっています。古都の審議会はピンポイントになりますが、ここでの景観審議は広く、色々な要素が絡んでいて、県内でも地域によって見方の違いが濃くあります。

気になるのは、ここで審議されたことについて、地域の現場になかなかうまく伝わっていないことがありまして、それはどうしてなのかと思います。

皆さんご存じの一例を挙げますと、明日香村のお寺の隣で大きな建物が建ちまして、大変話題になりました。建物を低くしなさいと言う指導には応じられましたが、色彩については、どうにもならないもので、形より色彩が目に入るものですから。

その時に色をどうするかという話が出て、商売したいということで、目立つように建物の色をピンクにしたいと話が出ました。

施主から施工者へ、こうして欲しいと要望しますが、このような場合、施工する側の知識やセンスが問題になります。

施工する人たちへのアピールや施主に対して指導する体制づくりも大切だと思います。

(鳴海会長)：それはその後どうなりましたか。

(鳥頭尾委員)：県の方からも指導して、落ち着いた色になりました。

(江川委員)：最初の報告に関して話をします。今日話して頂いた内容については、県として良く取り組んで頂いておりますが、景観・環境保全センターの監視員が監視活動を行っているとかは、すごいと思いますが、やっぱり資料1のこの色ですね。

これは景観計画を作って主旨を説明しても、主旨を理解しようとしめない人や理解できない人には、使い方がうまく行かないわけです。

例えば、この色のガイドラインのことをいくら話しても、主旨をわかっている方はどのよう

に色を使うか考えてくれますが、そう言う発想や経験の無い方は、この色彩の中であればこれで良いんじゃないかということになると思うんです。その結果が今日見た資料の写真ですね。これを見ればわかりますが、これでは景観は良くなりません。

そこで、前から言っていますが、これを実行力のあるものにするには、どうすればよいか考える必要があります。どうすればよいかというと、わかった人が説得しているわけです。そしてそれが、10年後20年後に自信が持てる人たちが説得するしかないと思います。この中にある色を使えば良いという話だけでは良くなりませんのはこの資料を見ても明らかです。

前からいっているのは、奈良県としては「デザイン室」を作らないといけないんです。そこで専門家を養成して、その者が相談に乗り、なぜこれではいけないか一つ一つの事業者に説得して、知識を蓄えてフィードバックしていかないと景観は良くなりませんと私は思います。

実際にうまく行っているところは、そうやっていると思います。横浜市のようにですね。しかも何人かの者が協議しておれば自ずと答えが出ます。

少なくとも今現在、月に十数件の届出ししかないわけですから、専門家が見ればすぐ良くなるわけです。ちゃんと説明できると思います。

これだけで理解するのは無理だと思う。きめ細かく説明できる組織を作らない限りは、こういう事が永遠に続いて行くという見本です。

背景と色の使い方とかをこうすればこうなのではないかと協議を重ねて、相手に納得してもらえる答えに導いていくことがない限り、景観を良くすることは無理だと思います。それがデザインマネジメントと私は思います。デザインレビューとかいいますが、行政が行うデザインマネジメントが重要であると思います。

例えば事例として、建築審査会なんかでは、特定の物件について毎月開催して、みんなで話し合っていますので、出来ない話でないと思います。これが毎月何十件も届出が出れば大変です。人員不足とかいいますが、これだけのエ

ネルギーをかけていて、何でこれが出来ないのかと私は思います。

当面は、この審議会の部会で見ただけでも簡単に見られるので、それを積み重ねて行くことが重要だと思います。

将来にわたっては、県庁の中で景観の本質に関わるものを勉強して、景観をリードし、数名で協議を重ねながら一つ一つの事例を蓄積する以外に、景観を良くすることは出来ないと思います。

私は最初から、景観デザイン室のようなものを作らないとこの問題は解決できないと申し上げてきましたが、是非ご検討下さい。

(上田委員)：今日は色々な話を伺いまして、質問しますが、今日見た資料は取組の結果ですが、ここに出てこない参加とか連携を促進するようなことはやっていませんか。

景観は色々な方の対話の中で変わっていくと改めて感じたのですが、セミナーも一つの手法ですが、鹿ノ台の話もありましたが、住民の方やそれ以外の方の参加や連携を進めていくような事を考えているかどうか教えて頂きたいと思いました。

例えば、奈良県の観光で素敵などころは、景観保全であったり、建物にはこういうストーリーがあって、施主を説得してこの景観が出来上がったというストーリーがあれば観光客に伝われば、もっと素敵な観光資源になり、同じものでもストーリーが加わることで光っていくと思います。

そういうのは、色々な人たちとの参加や連携や対話から生まれてきますが、そういった取組を行っているか、また考えているかお聞かせ下さい。

(事務局)：今日の資料の中で取組の事例発表の一つとして紹介しております景観セミナーの事例発表の中で、協働による景観づくりがあります。これは、奈良デザイン協会が「県民景観学校」の取組を県とNPOの協働事業として、県が奈良デザイン協会に委託し、奈良の景観につ

いて、事業者、行政や町づくり活動している団体や学生の方々が一緒になって現地調査やワークショップを行ったものです。

特に今回は観光路線としての駅前や幹線道路をターゲットとして、見学や意見交換を行って頂きました。

この中で一番の課題となったのは、事業者の参加です。企業にも参加を呼びかけたのですが、事業者からの参加はありませんでした。やはり、事業者が施主になるわけですから、そういった方にも呼びかけをして参加いただくのが、今後重要であると考えております。

また、県としては、規制の観点からの関わりだけでなく、住民協定認定地区の連絡協議会など、より多くの方々が実践的に参加できる場も設けていきたいと考えています。

意識醸成のためには、実際に取組を行っている住民同士の生の声が聴けるような場を提供させて頂いて、一步一步進めたいと考えています。

(鳴海会長)：奈良県内で景観施策について頑張っていることを、奈良に観光に来ている方にも知って頂くと、観光の味わい方も違ってくるのではないかと思います。

例えば、先般のセミナーであったり、高取町の土佐地区は、観光客がたくさん「お雛さん」を見に来ますが、地元の方は町並みを残していきたいと考えて「お雛さん」にたどり着いたんですね。見に来る方もこの地区の方は町並みを大切にしていると感じて「お雛さん」見に来ると、町並みだけ見に来るのでは、ちょっと違うということを知って欲しいと思います。

県としてもどういう方法でやれば良いか、理解して頂く方法を検討して下さい。

(長坂委員)：先ほど江川委員が言われたように、このままでは景観が良くなるということですが、景観を良くするためには、規制やルールをつくって良くしようとするのは、言葉としておかしいと感じます。悪くなるのを防いでいるというのが今の規制だと思います。良くなるのは、江川委員が言われた横浜市では、50年以

上建築デザイン賞をやっていますが、優れたものを表彰する、つまり飴と鞭で、鞭があれば飴もあって優れたデザインをする人や施主を育てるには、悪いものを罰するだけでなく、良いものを表彰して両方無ければいけないと思います。

私は奈良の景観デザイン調和賞の審査委員を8年やっていますが、見ている実感としてプラスになるものは少ないと感じます。良いなと思うのは守る側のデザインボキャブラリーつまり伝統的な形態で作ればある一定の水準になっています。

それは横浜市なんかには比べると地域性がはっきり出ていて、良いことだと思いますが、今ここで取り上げられたように、新しいものになると誰が何をどうして良いか全く分からない状態なんですね、それに関しては、われわれ専門委員会に参加する者でも奈良らしいとか、これからの奈良とかはいえなくて、昔のデザインについてははいえ、これからの新しいデザインは分からない状態です。

もう一つ申し上げたいことは、景観の一定的なみんなが望ましいと思う景観は10年や20年で、出来ると思っただけではいけないことで、建築物や工作物の寿命を考えると、そんなに短く出来るわけがないので、逆に、頑張っている方に申し上げたいのですが、今、結果が出ないことを気にすることはない。100年200年の話をしないといけない訳ですから、少なくとも取組の前向きなメニューとして、飴と鞭の両方のバランスを今やと取り組み始めた時期なんだと。このように、プラス方向の話をしないと、例えば24号線の景観は良くなると思っただけです。

(鳴海会長)：予定の議事は終了いたしました。進行を事務局へお返しします。

(事務局)： 閉会
景観・環境局長挨拶 (略)

以 上